

ASSOCIATION OF MUSICAL ELECTRONICS INDUSTRY

AMEI

2001年12月5日発行

Vol.17

「楽器フェア」に出展



デモブース



セミナー会場

平成13年10月18日より21日まで4日間にわたって「楽器フェア」が池袋サンシャインシティにて開催されました。音楽関連173社が参加、金土日曜日は天候にも恵まれ、4日間合計96,897名の入場者で賑わいました。社団法人音楽電子事業協会として文化会館2Fのデジタルコーナーに出展、コンピュータミュージックをテーマに「コンピュータを使った作・編曲等のソフト」のデモを実施しました（8社参加）。連日多くの音楽愛好家がソフトの使い方、効果等デモに聞き入った。

又同期間中にMIDI検定試験のセミナーを7F・701会議室にて入門、3級、2級実技、4級指導者養成、GMレベル2等の講座累計10回実施、聴講者約250名が参加、熱心に受講、質疑応答も活発にあり、関心の深さが伺われた。

CONTENTS

- MIDI Sign実施の詳細 2・3
- 楽器フェアのセミナー概要 4
- 入門講座・3級講座・2級講座・講師養成講座の内容紹介 5
- ハードウェア委員会・環境部会長インタビュー 6
- 著作権委員会・インターネット部会長インタビュー 7
- NAMMツアーについて、AMEI会員名簿 8

AMEI NEWS Vol.17 / 2001.12.5

社団法人音楽電子事業協会 機関誌

発行：社団法人音楽電子事業協会 事務局

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-16-9

イトービル4F

TEL. 03-5226-8550 FAX. 03-5226-8549

発行人：中田 健

編集人：福田 誠（広報委員会）

編集協力：株式会社 ラプラス

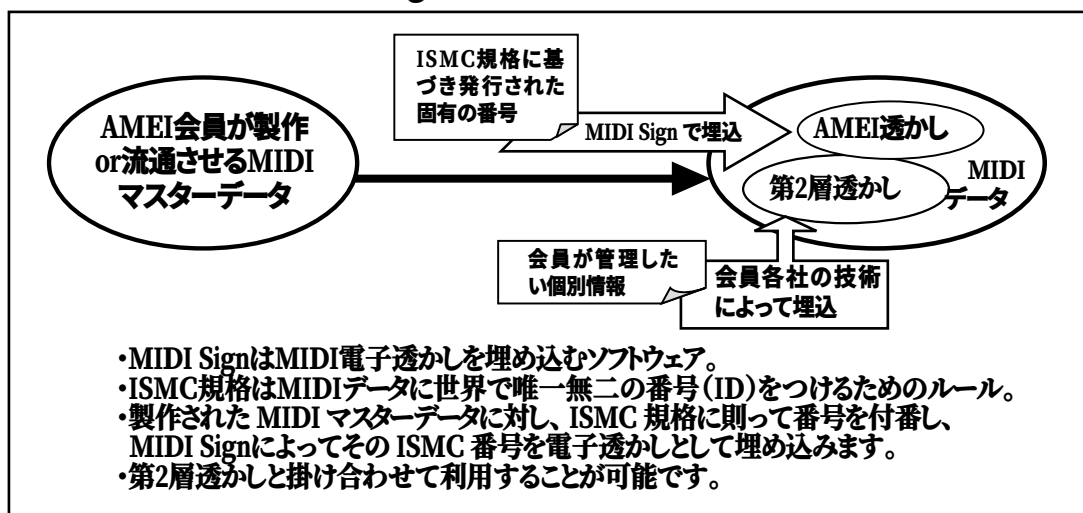
ホームページアドレス：<http://www.amei.or.jp/>

AMEI | 標準MIDI電子透かし「MIDI Sign」の運用はじまる

SMF形式のMIDIデータに固有IDを、MIDI Signを用い電子透かしとして埋め込むISMC規格の運用がスタート致しました。1995年の著作権委員会プロテクト部会発足以来、部会、ワーキンググループ、プロジェクトメンバーによる長年の地道な活動と情熱がようやく実を結びました。ネット配信の場合には、ISMC規格に則ってSMFデータに電子透かしを埋め込むことで、JASRACの著作物使用料の5%減額処置を受けられるなど、著作権業界からフォローの風も吹いています。会員各位の積極的なご利用をお薦めいたします。

1. MIDI SignとISMCとの関係

<MIDI SignとISMCの使用概念>



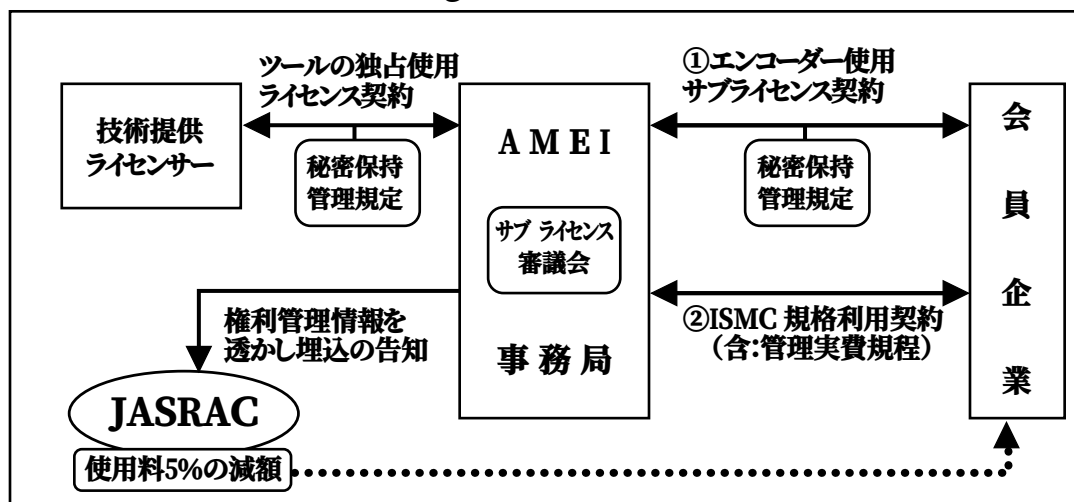
コンテンツビジネスにおいてDRM(Digital Rights Management)は業界のキーワードとなっておりますが、コピー防止、電子透かし埋込み/読み出し、データの出自認証の技術はその重要な構成要素といえます。ネットワークのインフラが整備されつつある現在、違法な複製を技術的に不可能とさせる「コピー防止技術」は世界の様々な技術会社から提供されておりAMEIとし

て標準を規定する必要はありません。推進すべき部分は人間の心理に働きかけて「違法行為を抑止する技術と社会的なしくみ」、つまりMIDIデータを基盤とするあらゆるビジネスにおいて「抑止効果を引き出すシステム」の構築であり、そのコアとなるのが「MIDI Sign」と「ISMC規格」です。

2. ご利用までの手続き

ご利用にあたってはMIDI Sign使用サブライセンスと秘密保持、ISMC規格利用の2種の契約をAMEIと締結していただきます。

<MIDI SignとISMCの使用概念>



3. 「MIDI Sign」と「ISMC規格」利用のメリット

1) JASRAC ネットワーク課に支払う著作物使用料が5%の減額となります。

- ・ AMEIのMIDI SignとISMCを利用すれば、JASRAC送信部ネットワーク課に支払う著作物使用料について減額措置の適用を受けます。
- ・ 会員が直接JASRACに減額措置を申請する際に必要な手続きや交渉(採用した電子透かしの技術についての説明や耐攻撃性の実証、透かし埋込済みデータの提出など)はすべてAMEIが窓口となり、会員個々の実作業が低減されます。
- ・ 着メロデータ等S M F以外のMIDI関連規格については当面ISMC対象外となります。

2) 違法使用を摘発した場合、ISMCがデータ製作者を証明する重要な証拠となります。

- ・ コンテンツ事業を行う会員企業が製作したMIDIマスターデータには、ISMC規格に則った世界で唯一の番号がAMEIより付与されます。この番号がデータの「権利管理情報」となり、MIDI Signによって電子透かしとしてデータに埋め込まれます。
- ・ もしも不審なデータがあればAMEIは電子透かし=ISMC番号を抽出し解析することでデータの出自と許諾関係を確認し、違法かどうかを判断できます。

また訴訟となれば電子透かしは違法行為を立証する重要な証拠ともなります。

- ・ 利用契約した会員はMIDI Signのロゴマークを使用できます。

3) 違法使用者への警告はAMEIとJASRACと会員の連携で行います。

- ・ 違法使用者に対し、著作権者(作家、音楽出版社)の代理としてJASRACが、データ製作者・流通事業者の業界代表としてAMEIが警告を発し、会員と連携して抑止力を高めます。

4) 第2層透かしと掛け合わせて利用することが可能です。

- ・ MIDI Signと会員各社が技術を持つ電子透かし方式は掛け合わせての使用が可能です。
- ・ 第2層として使用可能な会員各社の透かし技術はAMEIが推奨します。
- ・ 2重に透かしの埋め込むことで悪意のある解析者からの攻撃に耐久性が高まるとともに、コストや音質などビジネスの目的に沿ったものを第2層の方式として選択できます。
- ・ これから開発・改良されるであろう新しい技術を第2層として常に利用できます。

4. 管理実費の徴収について

- 1) 利用契約を取り交わした会員にはISMC規格利用の管理実費をご負担いただきます。
- 2) 管理実費には透かし検出読み出し(デコード)サーバーの維持管理費も含まれています。
- 3) この料率はISMC規格の普及促進を目指し、実際の管理実費よりも極めて低く設定しております。

- 4) 負担の目安は会員企業がISMCコードを付与するMIDIデータの販売金額に比例して、JASRAC送信部ネットワーク課に支払っている著作物使用料の約1%とし、以下の＜管理実費一覧表＞の区分に該当する管理実費をご負担いただきます。(3ヶ月に1度お払いいただきます)

※対象はS M Fのみです。※料率は2年間変更いたしません。

※事業形態の違い等により下記規程が当てはまらない会員とは別途ご相談させていただきます。

＜ISMC管理実費算出一覧表＞

クラス	JASRACへの支払い月額	ISMC管理実費(月額)	クラス	JASRACへの支払い月額	ISMC管理実費(月額)
1	～100千円	1千円	11	～1100千円	11千円
2	～200	2	12	～1200	12
3	～300	3	13	～1300	13
4	～400	4	14	～1400	14
5	～500	5	15	～1500	15
6	～600	6	16	～1600	16
7	～700	7	17	～1700	17
8	～800	8	18	～1800	18
9	～900	9	19	～1900	19
10	～1000	10	20	～2000	20

詳細につきましては事務局にお問い合わせ下さい。会員の皆様の積極的なご利用をお願い申し上げます。

以上

楽器フェアMIDI検定セミナー&MIDIセミナー開催

池袋サンシャインシティ 文化会館 7階701号会議室
(平成13年10月19日～21日「楽器フェア」同時開催 サンシャインシティ)

●MIDI検定説明会

講師：大浜和史 (MIDI認定制度副委員長、JSPA理事長)
上杉尚史 (MIDI検定委員、JSPA理事)
内容：教育関係者及び一般への「MIDI認定制度」の概要説明、
検定試験の目的と実施結果

●MIDI検定入門講座

講師：沢 影記 (JSPA理事、ミュージックメディア入門
執筆編集者)
熱海謙治 (同上)
内容：MIDI検定入門者対象 (MIDI検定入門、コンピュ
ータと音楽ファイル活用法)

●MIDI検定試験3級受験講座

講師：国友孝純 (MIDI検定委員、JSPA副理事長)
内容：MIDI 3級受験者対象、MIDI検定 3級筆記試験問題
の要点と解説

●MIDI検定試験2級実技受験講座

講師：上杉尚史 (MIDI検定委員、JSPA理事)
辻 伸夫 (MIDI検定委員、JSPA副理事)
内容：MIDI 2級受験者第2回 (13年3月) 実技試験の
概要と第3回実技試験の傾向と対策の要点と解説

●MIDI検定4級講師養成講座

講師：氏家克典 (MIDI認定制度副委員長、JSPA副理事長)
沢 影記 (JSPA理事)
内容：MIDI検定 2級合格者対象、MIDI検定 4級指導者研
修—指導講師資格と4級指導要綱

●GMレベル2講座

講師：青山忠英 (JSPA会員)
内容：標準音源規格として期待されるGENERAL MIDIレ
ベル2の概要と活用法をデモを交えて解説

MIDI検定説明会の内容

MIDI検定とは

- ・電子音楽の事実上の標準規格であるMIDIを理解し活用できる人材育成のための認定制度

音楽制作現場ではMIDIに関する知識を持ち、データの制作、監修ができる人材が求められています。

MIDI検定の構成

- 2級…音楽制作現場で実務レベルとしてMIDIに関する制作や監修に携わることができる人材
- 3級…MIDIの基本知識を理解し、音楽情報を数値化したり、数値化されたデータを音楽情報として捉えることができる人材
- 4級…オーディオとMIDIの違いなどを理解し、パソコンなどを使用した音楽の楽しみ方など、ミュージックメディアに関する知識をもった人材

4級

300分程度の講義と50分の筆記試験
(筆記試験結果が60点以上で合格)

検定内容

- ・デジタルとアナログの違い
- ・オーディオとMIDIの違い
- ・パソコンでの音楽データの扱い
- ・CD-R/RW等に関する知識
- ・ディスクメディアや保存方法、簡単なOSの知識など
- ・MIDIの応用と簡単な音楽知識

3級

筆記試験
(90分間 80点以上で合格)

検定内容

- ・MIDIとは
- ・データバイトとテータスバイト
- ・ノートデータ、コントロールデータ
- ・システムエクスクルーシブ
- ・GMなど
- ・リスト表示による演奏情報とスコア

2級 (筆記)

(90分間 80点以上で合格)

検定内容

- ・機材と環境設定
- ・ハードウェア及びソフトウェア規格
- ・楽譜情報、ノート情報、コントロール情報
- ・エフェクト、音源知識
- ・同期
- ・マルチメディア知識

2級 (実技)

(120分間 80点以上で合格)

検定内容

- ・各自コンピュータ、音源、入力用キーボードを1台ずつ貸与。
- ・課題曲のデータ及びスコアが支給される。
- ・任意のシーケンスソフトを用いて、課題データの欠落箇所、間違いを修正し、修正したデータをSMFにして提出する。

現状の資格取得者

- ・2級実技合格者……………191名 (受験者618名)
(平成11年度・12年度 2回の累計)
- ・2級筆記試験合格者……………590名 (受験者1572名)
(平成11年度・12年度 2回の累計)
- ・3級合格者……………5419名 (受験者7848名)
(平成10年度・11年度・12年度 3回の累計)
- ・4級合格者……………(13年度より実施)

MIDI検定2級実技講座の内容

MIDI検定2級実技試験の意味

実務レベルとしてMIDIに関する制作や監修に携わることができる人材の認定

- ・制作仕様書に沿ったデータ制作が可能かどうか
- ・データが譜面どおりに作成されているか
- ・作業時間が平均的なレベルであるかどうか
- ・提出データのフォーマットが正しいか

2級 (実技) (120分間 80点以上で合格)

検定内容

- ・各自コンピュータ、音源、入力用キーボードを1台ずつ貸与。
- ・課題曲のデータ及びスコアが支給される。
- ・任意のシーケンスソフトを用いて、課題データの欠落箇所、間違いを修正し、修正したデータをSMEにして提出する。
- ・極めてMIDI音楽制作能力の高い人が合格

採点基準

- ・採点は減点法 (持ち点は100点)
- ・小節内のすべてのデータが正しく入力され、その表現力が課題曲のニュアンスに忠実な物……減点0点
- ・すべてのデータが音楽的に正しく入力されているが、表現力が著しく乏しい物……減点1点
- ・データの入力が不十分な物……減点4点
- ・作業レポートに正しい記載がないもの……減点1点
- ・ファイル名、ファイルフォーマットなどのレギュレーション違反……減点3点

資格取得者の今後

- ・指導者へ (MIDIに関する技術者の育成)
- ・MIDI音楽制作会社への就職
- ・コンテンツクリエイター
- ・音楽以外の分野と音楽との融合 (照明、舞台、映像など)

MIDI検定4級講師養成講座の内容

MIDI検定4級の意義と方向性について

- ・コンピュータの音楽活用を中心とした幅広い層への音楽普及。
- ・MIDI検定3級以前のレベルを対象にMIDI愛好層を拡大。
- ・音楽愛好家、ユーザーに「コンピュータ音楽を楽しむ」事を知ってもらう。
- ・音楽ファイルを再生する知識の習得。

MIDI検定4級の運営

- ・管理、登録、認定証の発行は (社) 音楽電子事業協会が行う。
- ・指導及び認定は 規定に基づきMIDI検定協力校、協力団体に委託する。又は個人4級認定講師 (2級ライセンス保持者) に委託する。

協力校のMIDI検定4級の規定

- ・4級実施契約：MIDI検定協力校と音楽電子事業協会間で検定4級実施契約を結ぶ。
- ・指導者：2級ライセンス保有者
- ・指導要綱：MIDI検定4級学習指導要綱を配布。
- ・指定教材使用：「ミュージックメディア入門」MIDI検定4級対応。
- ・授業時間：5時間 (50分授業×6回)。座学及びコンピュータ実習含む。
- ・終了認定：全過程を終了し、認定試験を実施。(筆記試験にて60点以上が合格)

4級講師に要求される資格、スキル

- ・MIDI検定2級筆記、実技合格証保持者、または特別認定証保持者。
- ・十分な実務経験。 (「ミュージック・メディア実務ノウハウ」を参照)
- ・MIDI検定4級対応ガイドブック「ミュージックメディア入門」の完全な理解。
- ・人に教えたり伝えたりするためのコミュニケーション能力。
- ・幅広い音楽知識、情報収集力。
- ・柔軟で豊かな発想力
- ・臨機応変な機転の良さ。

1. 環境問題研究部会について

皆さんは毎日、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディアにおいて、「環境」という言葉を一度や二度、いやもっと多く見たり聞いたりされているかと思います。

それだけ世の中は環境問題に敏感になってきており、今対応をしないと今後人々が生活をしていく上で、地球は住み難くなってしまいます。

何故なら、我々の住んでいる地球は、地球規模の問題としてオゾン層の破壊・温暖化の進行・大気汚染等々、又、企業が生産活動をして出た廃棄物の処理、そして身近な事としては家庭から排出される生ごみ・容器包装や粗大ごみ等への対応が今までの処理対応では、限界に近づいてきていることを示しています。

そのため、様々な法律が制定され地球環境の保全や資源の有効な活用方法への対応が図られています。環境問題は多岐の分野にまたがっていますが、我々の環境問題研究部会はハードウェア委員会に属していますので、電子楽器製品に対する国内外の環境に関する法・規制等の動向調査、制定された法律内容の吟味及び情報交換、そして新法や新技術を理解するための勉強会や見学会を実施しています。

2. 勉強会について

先程も述べましたが勉強会を年に1－2回、部会員だけでなく会員会社の関係する方々にも新法や新技術を理解していただけるように、外部に講師をお願いして部会と同時に開催しております。

最近では「容器包装リサイクル法」や「鉛フリーはんだの技術動向」について、今年度は「P R T R法」について勉強会を実施しました。

P R T Rとは、Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質・移動登録制度）の略称であり、工場において製品を生産するときに有害性のある化学物質がどのくらい投入され、大気・水域・土壌の環境へどれだけ排出され、廃棄物として排出された量がどのくらいかを把握する制度で、2000年3月に法律が施行され、2002年4月以降行政への届出が必要になる法律で、重要な法律の一つです。

勉強会においては、出席者の方々にアンケートをお願いして内容等について意見をお聞きしており、概ね良好であるとの評価をいただいておりますので、今後も継続していきたいと思っています。

3. 部会長としての抱負及び部会の今後について

環境問題研究部会は平成7年9月に発足した歴史の浅い部会ですが、平成10年4月に部会長をお引き受けしてからは部会を運営するにあたり、部会の活動方針である「国内外の環境に関する法・規制の動向や情報を把握し、会員会社へタイムリーに情報を提供する」ことを目指し努力しておりますが、他の業界などと比べ規模が小さいので調査能力も不足しており、充分な

情報が提供できておりません。

しかし、日本では平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、生産者には自ら生産した製品・容器等について、使用後の廃棄物まで一定の責任を負う“拡大生産者責任”が一般原則として定められ、益々企業の環境への取り組みが重要となってきました。会員各位のご協力を得て部会の発展に寄与したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、今年（平成13年）4月から施行された「資源有効利用促進法」の一部として、製品の保護としての紙製及びプラスチック製の容器包装には、資源として家庭から排出するように以下のマークを識別として表示する義務が事業者に課せられました。

家庭から排出される容器包装は、資源として生まれ変わります。容器包装の表示に従い、又お住まいの市町村の区分に従い、分別排出にご協力をお願いいたします。



八木 茂良 部会長



「紙製容器包装」への識別マーク



「プラスチック製容器包装」への識別マーク

Q 1: 現在の活動の概要と、AMEIおよびNMRCとの関連を教えてください。

A 1: AMEIでは著作権委員会の副委員長という立場で、同委員会のインターネット部会長と、同じくモバイル部会の副部会長を務めています。いずれの部会でも、ネット配信における音楽著作権問題についての審議が活動の中心になっています。

それと同時に、NMRC(ネットワーク音楽著作権連絡協議会)にもAMEIから選任されて参加しており、同協議会モバイル分科会のリーダーとして、着信メロディの著作権についてJASRACと協議を進めています。

ちなみにNMRCは、音楽のネット配信に関して直接JASRACと著作権交渉を進めている唯一の業界団体でありまして、参加8団体の中でもAMEIは中心的な役割を果たしています。

特にモバイル分科会が担当している着信メロディの使用料に関しては、昨年度JASRACに支払われたインタラクティブ配信使用料約20億円のうち95%以上が着信メロディのそれで、そのうちの70~80%がAMEIの会員企業から支払われたものと推測できます。と言うことは、全使用料の大半をAMEI会員が支払っているということになりますので、有料音楽配信におけるAMEIの存在がいかに大きいかがお分かり頂けると思います。

Q 2: 現在のネット配信ビジネスと著作権との関係についてお話し下さい。

A 2: 日本のネット配信ビジネスは、着信メロディの配信を中心に大成功をおさめていると言って良いと思います。

去る10月に東京で開催されたCISAC(シザック/著作権協会国際連合)の国際シンポジウムでもJASRACがその旨の報告をして、参加各国(30ヶ国参加)から注目を浴びました。日本で成功事例がトリガーになって、料金体系や許諾方法などを参考にしつつ、着信メロディ事業がこれから世界に波及してゆくかも知れません。

しかし日本で成功したのは、著作権の面から見てそれなりの要因がありました。それは配信データのセキュリティが万全だったということです。つまり、配信された着信メロディのデータが携帯電話の外に流れ出ないよう、業界全体がセキュリティの重要性という共通の認識を持ったということです。もしそれがなされずに着信メロディが無制限に複製されるような構造になっていたら、楽曲の著作権使用料も現在とは異なったものだったでしょう。

例えば着信メロディの使用料ですが、最初は1曲100円を下支えと考えると「7.7%もしくは7.7円のどちらか高い方」という規定が適用されようとしたのです。ところが実際には1曲30円という料金が出現するに至ったためにその規定が実情と合わなくなり、「5円」という新たな規定を作るに至ったという経緯があります。これがモバイル分科会(NMRC)の最初の仕事になったのですが、受信した電話機から他の機器への転送、複製が出来ないという条件に適合したからこそ実現できた規定なんです。

携帯電話を1人が1台持つようになるとビジネスの構造が変わることを知りましたし、同時に、ネットワークの世の中になった時にはセキュリティというものが文化を支えるのにいかに有益なものかということも、自分の肌で体験した次第です。今後新たに発生するであろう様々な著作権問題においても、必ずデータのセキュリティも共に考えて行く必要があると思っています。

楽器から始まったMIDIですが、業務用通信カラオケを経てこの着信メロディに至るまでのビジネスの展開を考えると、改めて時代の変化を実感しますね。

Q 3: 今後のネット配信ビジネスの発展についてお話し下さい。

A 3: 今まででは著作権使用料について、AMEI(NMRC)側は「安くして欲しい」、JASRAC側は「高くしたい」

とお互いに主張しつつ協議を進めて来ました。しかし、ことインタラクティブ配信に関してはブラットホームの発展という未知の要素もあるので、使用料金の高い安いという論議は最後にして、今後は「共通の利害に基づいて、権利者側も使用者側もビジネスの発展のために一緒に進んで行こう」というスタンス

に切り替わりつつあるのです。前に述べたCISACでの報告でも見られるように、JASRACは着信メロディの成功で大いに自信を深めたようですので、これからは以前にも増して両者の協調関係は強められると思います。

しかし、だからと言って着信メロディ事業が安泰であるという訳では決してありません。2001年度の着信メロディの事業は、300億円(サービス料ベース)の規模になるであろうと考えられています。お客様、特に若年層の携帯電話の使用料は月8千円~1万円と言われており、彼らは限られたお小遣いの中からこの金額を支払わなければならないので、別の買いたいものを節約しなければなりません。消費者の好み次第で産業構造は如何様にも変化する訳ですが、逆から見れば、別の買いたいもののためにお客様が着信メロディから離れる可能性も十分にあり得るのです。

現に右肩上がりの時期は過ぎており、着信メロディの配信事業者は大変な苦勞をしながら事業を進めているような状況ですので、今後はAMEIが中心になって、いかにしてこの着信メロディ事業を発展させるかを考えてゆかなければならないと思います。

Q 4: 今後の課題についてお話しください。

A 1): 音楽と動画とを同時に配信する場合の著作権問題が、まず解決して行かなければならない課題です。われわれ使用者(事業者)はもともこのような権利の存在は認めていないという立場をとってまいりましたが、欧米では「シンクロ」としての権利が存在し、外国曲などを使用する時の弊害になっておりました。今後は音楽だけではなく画像を伴ったインタラクティブ配信サービスは増加すると予想されますので、早急に解決しなくてはならない問題という認識しております。

A 2): 仲介業務法から著作権等管理事業法に変わって新しい管理事業者とお付き合いすることになっても、今までと同じ考えが踏襲できることを願っています。従来にも増して、AMEI著作権委員会の佐々木委員長(NMRC会長を兼任)はじめAMEI会員の皆さまのお力添えを頂くことになるかと思っています。

A 3): 著作権協議は今後も永遠に継続するものなので、NMRCをより実態あるものとするために、常設事務局や常勤スタッフの設置および予算の確保等、組織化が必要ではないかと思っています。

ちなみに現在のNMRC事務局を(財)インターネット協会様にお願しております。

今後はAMEIとしても一層の努力をする必要があると思っています。



権限部副会長

会員名簿（五十音順）

あ 株式会社アイ・オー・データ機器 株式会社アイシックス アイデックス音楽総研株式会社 アイワ株式会社 アカイプロフェッショナル47株式会社 株式会社アスキー アップルコンピュータ株式会社	す 株式会社ズーム 株式会社鈴木楽器製作所 せ セイコーインスツルメンツ株式会社 株式会社セガ・ミュージック・ネットワークス そ ソニー株式会社 た 株式会社第一興商 株式会社タイカン 株式会社タイトー 大日本印刷株式会社 株式会社タムラ製作所 つ 株式会社ツーカーセルラー東京	ま 松下通信工業株式会社 松下電器産業株式会社 松下電工株式会社 み 三木楽器株式会社 有限会社ミュージカルプラン 株式会社ミュージック・シー・オー・ジェー・ピー 株式会社ミュージックネットワーク ミュージックノート株式会社
い 株式会社インターネット インフォコム株式会社 え 株式会社エクシング N T T コミュニケーションズ株式会社 株式会社エム研 株式会社エムゾーン	て ティファック株式会社 T D K 株式会社 株式会社デノン 株式会社電波新聞社 と 東映ビデオ株式会社 に ニフティ株式会社 学校法人片柳学園 日本工学院専門学校 (日本工学院八王子専門学校) 日本シネマ・アップ・プログラム協会 日本電気株式会社 学校法人電子学園 日本電子専門学校 日本ビクター株式会社 の ノキア・ジャパン株式会社 は パイオニア株式会社 ひ ビクターレジャーシステム株式会社 ふ 株式会社フェイス フォステクス株式会社 不二音響株式会社 株式会社ブリマ楽器	め 株式会社メガフュージョン も 株式会社モリダイラ楽器 や 株式会社山野楽器 ヤマハ株式会社 財団法人ヤマハ音楽振興会 ヤマハミュージックトレーディング株式会社 株式会社ヤマハミュージックメディア ゆ 株式会社有線ブロードネットワークス 株式会社ユー・ズ・ビー・エム・ピー・エンタテインメント 株式会社ユーズモバイル ら 株式会社ラグナヒルズ り 株式会社リットーミュージック 株式会社リムショット る ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ
お 沖電気工業株式会社 株式会社音響総合研究所 か カシオ計算機株式会社 カモンミュージック株式会社 株式会社河合楽器製作所 き ギガネットワークス株式会社 株式会社キューブ 京セラ株式会社 く クラリオンソフト株式会社 こ 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京 株式会社コルグ コロムビア音響工業株式会社 さ 株式会社サンワード し 株式会社シーティーエー 株式会社シーミュージック J-フォン東日本株式会社 島村楽器株式会社 株式会社 J E U G I A 学校法人 尚美学園	ろ 株式会社有線ブロードネットワークス 株式会社ユー・ズ・ビー・エム・ピー・エンタテインメント 株式会社ユーズモバイル ら 株式会社ラグナヒルズ り 株式会社リットーミュージック 株式会社リムショット る ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ	ろ ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ
ぎ ギガネットワークス株式会社 株式会社キューブ 京セラ株式会社 く クラリオンソフト株式会社 こ 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京 株式会社コルグ コロムビア音響工業株式会社 さ 株式会社サンワード し 株式会社シーティーエー 株式会社シーミュージック J-フォン東日本株式会社 島村楽器株式会社 株式会社 J E U G I A 学校法人 尚美学園	ろ ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ	ろ ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ
ぎ ギガネットワークス株式会社 株式会社キューブ 京セラ株式会社 く クラリオンソフト株式会社 こ 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京 株式会社コルグ コロムビア音響工業株式会社 さ 株式会社サンワード し 株式会社シーティーエー 株式会社シーミュージック J-フォン東日本株式会社 島村楽器株式会社 株式会社 J E U G I A 学校法人 尚美学園	ろ ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ	ろ ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ
ぎ ギガネットワークス株式会社 株式会社キューブ 京セラ株式会社 く クラリオンソフト株式会社 こ 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京 株式会社コルグ コロムビア音響工業株式会社 さ 株式会社サンワード し 株式会社シーティーエー 株式会社シーミュージック J-フォン東日本株式会社 島村楽器株式会社 株式会社 J E U G I A 学校法人 尚美学園	ろ ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ	ろ ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 わ 株式会社ワキタ

〈以上、会員会社86社〉

〈賛助会員〉

株式会社大阪村上楽器
 株式会社日本経済新聞社
 株式会社博秀工芸
 株式会社ミュージックトレード社
 有限会社ミューレイディア
 株式会社ラプラス
 〈以上、賛助会社6社〉



N A M M International Music Market 2002

ビジネスツアー中止のお知らせ

本年度の開催について準備を進めて参りましたが、9月にアメリカで起きたテロの惨事に始まり、その後の世界情勢、会員各社の海外出張に関する現状等を鑑み、本年度のツアー開催について中止することといたします。

次年度以降の開催については、その時期の状況により、再開を計画いたします。

例年、ビジネスツアーをご利用いただいております会員企業各位におかれましては、何卒ご理解、ご協力お願い申し上げます。